

第1回検討会議議事録

1 開催日時 平成29年7月27日(木) 午前9時30分から午前11時30分まで

2 場所 京都平安ホテル 「嵯峨の間」

3 出席委員

高田委員、志藤委員、浅井委員、滝野委員、林委員、持田委員、山崎委員、佐野委員、
近藤委員、小出委員、武田委員、酒井委員

4 概要

(1) 検討会議について

○資料1により事務局から説明

(2) 現状と課題について

○資料2～4により事務局から説明

酒井委員

聾学校関係で少し補足説明させていただく。まず3ページの資料2-1について、明治11年に本校が設立し、現在は全国で100校あまり聾学校が設立されているが、設立から現在まで公立の聾学校は京都府立の学校が唯一。明治に設立された他の聾学校はほとんどが私立でスタートし、その後行政に移管されたという歴史がある。本校は地域の方々に支えられながら、視覚障害のある子どもと聴覚障害のある子どものための教育の場として創立した。また、4ページ資料2-2の府内自治体の制定状況について、長岡京市も現在制定準備を進めており、長岡京出身の教員がこれまでに2回の準備委員会に参加したと聞いている。長岡京市で来年4月の制定に向けて準備を進めているとのことなので、制定予定自治体に追加をお願いしたい。次に14ページ資料3-3について、29年度の聾学校の在籍数等についても補足したい。29年度の本校の在籍数は、男子が40名、女子40名の合計80名であり、舞鶴分校は合計で11名、府立聾学校としては91名の生徒数となる。この人数は全国で15番目程度であり、東京や大阪、名古屋といった大都市圏の生徒数が多い。地域別の傾向は例年とあまり変わらず、60%が京都市内から通学している。平均聴力レベルについても傾向は変わらず、90～110デシベルの聴覚障害の生徒が多い。さらに15ページ資料4-1について、聾学校では平成19年から早期教育に取り組んでおり、0～2歳を対象とした「さくらんぼ教室」を実施している。現在30名程度の子どものが受けられているが、聾学校の在籍数には含まれていない。なお、早期教育は京都市の児童福祉センターでも同様の取り組みがある。

浅井委員

本検討会の開催のきっかけを改めて教えてほしい。

事務局

手話は言語であることを規定した障害者権利条約に伴う障害者基本法や障害者総合支援法の改正、自治体の取り組みとしての鳥取県の手話言語条例の制定などがきっかけとなってい

る。本府においても平成27年4月に「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、共生社会の実現を図っている。手話を言語として位置づけ、手話に対する府民の理解を深め、共生社会を実現していくために今年度予算で条例構想策定費を計上し、条例制定に向けて本検討会議を開催するに至った。

滝野委員

検討会の開催はよいことだと思う。府民に耳が聴こえないことの不便さや耳の機能の素晴らしさを伝えても、理解してもらえないことが多い。本検討会議の目指しているところ、府の目標を教えてください。構成委員は普段から協力しあっている団体ばかりなので、手話に関心のない府民、聴覚障害のある方を支援している民生委員などに検討会に参加してもらってはどうか。

事務局

まず京都府として条例で手話を言語として位置づけることが必要だと考える。条例を制定したのち、ご指摘いただいた課題等への取組みを考えるという2段階だと思っている。条例を制定し、その後どのように府民へ広めていくか、府や市町村の責務、企業や学校の責務を条例に明記し、手話への理解促進や引きこもっている聴覚障害のある方への支援などの取組みについて考えていきたい。

小出委員

資料2-1について補足したい。昭和32年に府立身体障害者福祉センターにろうあ課が設置された。国にも先駆けた全国初の聴覚障害者の訓練施設として昭和56年まで利用され、大きな役割を担っていた。

林委員

ほほえみの会の会員数を22名だと思っていた。盲ろう者の中には家に引きこもっている方もいる。盲ろう者が引きこもらず、社会に出られるような支援をお願いしたい。

志藤委員

京都市と城陽市の条例制定後の推進に関わっているが、手話への理解、手話を必要としている方の生活への理解を一般の市民にどのように広げていくかに苦心している。高齢によって聴こえにくくなった方や手話に触れる機会のない方の手話を学ぶ機会をどのように整えていくかは府民の責務になるのではないかと。一丸となって取り組まないと、広げていくことは難しいと思う。また、これまで京都府は全国に先駆けた取組みを多く行ってきた歴史があるが、今回の条例に関しては取組みが遅かったかと思う。市町村に与える影響は大きいので、内容の十分な検討と同時に早急な制定を願う。

○資料5により事務局から説明

事務局

今回の論点について、手話言語に関する内容と情報コミュニケーションに関する内容について委員の皆様から意見を頂戴したい。初回でもあるため、大括りの論点にしている。

酒井委員

手話を知らない府民が大勢いる。引きこもっている盲ろう者が手話でコミュニケーションが取れ、引きこもらずに済むような社会づくりを条例で実現していきたい。条例を通じて、府民全員に手話を広めたい。

滝野委員

身体障害者手帳はないが、聴覚に障害のある方が苦しんでおり、身体障害者手帳のある聴覚障害者よりも苦勞されている。「難聴は認知症になる要因」という言葉を聞いた。他国に比べて補聴器の普及が遅れていることを指摘した言葉であるが誤解を招きやすく、生まれたときから難聴で、補聴器などで耳を使う訓練を受けてきた人にとってはショックな言葉である。難聴に悩んでいる中軽度の聴覚障害のある方に響くような条例を作ってほしい。私は手話に救われた。手話に接したことで、これまでの自分が聴こえないことでいかに様々な概念を蓄積できていなかったかを知った。府民があいさつや日常会話が手話でできるようになれば、聴こえないことが壁にならなくなる。そうした条例を目指して提案していきたい。聴覚障害のある方は社会参加している安心感が得られにくく、自己否定をしまいがちである。手帳のない中軽度の難聴者や高齢による難聴者も手話を学べる環境にしてほしい。補聴器の使用については保険機関や医療機関との関わりが必要になるが、そうした機関とも連携していかなければならない。現在は聴こえない人を考慮していない社会システムになっている。通信販売で聴こえないことを伝えても、電話で本人確認をされたりする。マニュアル社会になっており、生きづらさを感じる。手話が主流になる社会は、聴こえにくさを感じている人も幸せになると思う。色々なコミュニケーション手段があるということを伝えていきたい。

浅井委員

手話は言語であるということをまず条例で認めるということを共有しておきたい。手話は言語であるということに絞り、情報コミュニケーションとは切り離して考えていただきたい。聾学校で長く手話を大切にしてきたという歴史がある。これからも聾教育によって子どもたちが手話を獲得していくということを条例にも位置づけていただきたい。その後に情報コミュニケーションについても取り入れていければと思う。聴こえない子どもの90%は聴こえる両親から生まれると言われている。聴こえる両親から聴こえない子どもが生まれた場合、両親は手話の習得に向けて手話を学ばなければならない。手話通訳者の高齢化もあり、聴こえない人が守られていない状況にある。こうしたことにも検討をお願いしたい。

武田委員

地域の福祉は福祉の専門職だけでなく、福祉の仕事に携わっていない地域の方々の力があって成り立つもの。したがって、障害や聴覚障害に関わりのない府民への理解の進め方が重要な課題であると考えます。それに伴い、手話サークルや要約筆記サークルといったサークル活動への支援方法も検討する必要があります。

持田委員

手話を知らない府民に手話を広めてほしい。手話への理解がまだまだ広まっていない。医療機関や教育機関、一般企業などにも広く手話を知ってほしい。また、資料3ページについて

て、昭和40年に府立聾学校で授業拒否があった。この問題から運動が高まったこともあるので補足しておきたい。

小出委員

府の手話通訳者の平均年齢は55歳とあるが、全国の手話通訳者の平均年齢は53歳。京都府には多くの大学があるが、若者へ手話が広まっていないことは大きな課題である。若者への手話の普及や手話通訳の養成を条例に取り入れてほしい。また、大学にも聴こえない学生がいるが、手話が全く使えない。幼稚部で言語の獲得をしたあと一般の学校にインテグレートした聴こえない子どもへ手話をどう広げていくかも課題である。

山崎委員

手話サークルに入られる方の理由は様々だが、手話を学ぶことで聴こえない人の暮らしや不自由さを知る。聴こえない人の生活を考えることで、他の障害者や手帳の有無にかかわらず社会で生きづらさを抱える人への理解も深まる。手話に出会うことで周囲の人の不自由さに気づいたり、共に生活していきたいと考えたりするようになる。こうしたことが共生社会作りへつながっていくのではないかと。城陽市では条例が制定され、手話サークルの活動が忙しくなっている。サークルなどを通じて手話に触れる機会があるということを条例に入れてほしい。また、サークルの活動に対する支援もお願いしたい。難聴者が手話サークルにてよく喋るようになるという効果も手話にはある。

林委員

盲ろう者はコミュニケーションに対して不満が多いが、その一つに新しい情報が入ってこないということがある。テレビのニュースも見てわからず引きこもってしまい、どんどん情報がなくなっていく。盲ろう者にはサークルの助けが必要であり、サークルがないと寂しい思いをする。今後もサークル活動を通じて取組みを広めていきたい。

佐野委員

要約筆記は高齢の方や中途失聴の方、難聴の方には必要なコミュニケーション手段である。手話もコミュニケーション手段の一つであるが、文字も重要であると考え。手話や要約筆記などで情報を補っても、100%の情報保障にはならない。手話だけでなく情報コミュニケーションが検討に入っていることはうれしく思う。高齢社会になり手話を取り入れることが難しい人も多くなるのではないかと。また、身体障害者手帳の交付される70デシベルに満たない聴覚障害者が様々な制度が利用できず不便さを抱えているため、デシベルダウンについても考慮してほしい。そして、要約筆記者も高齢化が進んでいる。要約筆記者の制度になり、養成講座の1回の講習の時間数が増えたうえに、予算の都合で講習会場が府内一ヶ所にしか設けられず、受講が難しくなっている。要約筆記者を養成するためにも、せめて会場は北部と南部で一ヶ所ずつ設けてほしい。

近藤委員

そもそも手話通訳は聴こえない人の発言権を保障することが始まりである。条例をつくる際にはその点を念頭に置く必要がある。手話を使って生きている人たちの生活が土台にある

ということを学びつつ、手話を理解、普及していかねばならない。また、コミュニケーションは双方向に行われるものである。話されている内容が正確に理解されてこそ、双方向のコミュニケーションが成り立つ。単純に手話が理解され普及されるというだけでなく、コミュニケーションによって当事者の力が高まらなければ、逆に主体がつぶれてしまうこともあり得る。情報を選択して自分の意思を形成し、決定するというプロセスを踏まないと本当の意味での情報への理解とは言えないのではないか。条例でここまで保障することは難しいが、条例自体は一人歩きするものでなく、京都府全体の立て付けの中に位置づけられるものでないといけない。

志藤委員

手話と手話使用者に対する理解を広げていくことが重要なこと。聴覚障害者へ聴こえないことで一番困ったことを聞いた調査では、一番に挙げられたのが救急、緊急時、次いで災害時という結果であった。命や暮らしに直接関わる部分で情報が得られない、伝えられないということをどのようにカバーしていくか。府職員や警察、広域消防員の手話の学習や聴こえない人とのコミュニケーション方法の理解が不可欠。また、大学における聴こえない学生への情報保障などを教育機関の責任として位置づけたい。大学や教育機関が手話の普及、啓発に努める必要がある。他府県の条例などでも、事業者の責任について明確に規定しているものはあまりなく、一步踏み込んだ京都府らしい条例にしてほしい。

- (2) 今後のスケジュールについて
○資料6により事務局から説明

以 上